

議案第3号

指定管理移行に伴う関係条例の整備に関する条例について

指定管理移行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年2月29日 提 出

木曾広域連合長 原 久 仁 男

令和6年 月 日 決

木曾広域連合議会議長 山 崎 隆 二

指定管理移行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（木曾広域連合事務局設置条例の一部改正）

第 1 条 木曾広域連合事務局設置条例(平成 11 年木曾広域連合条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>（課の分掌事務）</p> <p>第 3 条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 健康福祉課</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>木曾寮の設置及び管理運営に関する</u>こと。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p>第 3 条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 健康福祉課</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>木曾寮の設置及び管理運営に係る総合調整に関する</u>こと。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>

（木曾寮の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 2 条 木曾寮の設置及び管理に関する条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第 2 条 高齢者の福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な実施を図るため、次の施設を設置する。</p> <p>(1) 施設の名称 <u>養護老人ホーム木曾寮</u>(以下「木曾寮」という。)</p> <p>(2) 所在地 <u>木曾郡上松町大字荻原 1472 番地</u></p> <p>(3) <u>関連施設 木曾寮旧施設</u></p> <p>(4) <u>関連施設所在地 木曾郡上松町 大字荻原 2404 番地の 1</u></p> <p>（事業）</p>	<p>（設置）</p> <p>第 2 条 高齢者の福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な実施を図るため、次の施設を設置する。</p> <p>(1) 施設の名称 <u>養護老人ホーム木曾寮、居宅介護支援事業所木曾寮及び訪問介護事業所木曾寮</u>(以下総称して「木曾寮」という。)</p> <p>(2) 所在地 <u>木曾郡上松町大字荻原 2,404 番地の 1</u></p> <p>（事業）</p>

<p>第 3 条 木曾寮は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 (略)</p>	<p>第 3 条 木曾寮は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づく訪問介護事業、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業、夜間対応型訪問介護事業、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p> <p><u>(利用料の納付)</u></p> <p>第 6 条 第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事業を利用しようとする者は、<u>利用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料の額は、厚生労働省令で定める基準により算定した額とする。</u></p> <p><u>(利用料の減免)</u></p> <p>第 7 条 <u>広域連合長は、特に必要と認めるときは、利用料を減免することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 (略)</p>
--	--

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 12 年木曾広域連合条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の区分)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 介護職員処遇改善加算手当</u></p> <p><u>(10) 介護職員特定処遇改善加算手当</u></p>

<p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>第3条～第11条 (略)  <u>(介護職員処遇改善加算手当)</u>  第12条 <u>介護職員処遇改善加算手当は、木曾寮介護職員処遇改善加算手当支給要綱(令和元年木曾広域連合要綱第1号)の定めるところにより支給する。</u>  <u>(介護職員特定処遇改善加算手当)</u>  第13条 <u>介護職員特定処遇改善加算手当は、木曾寮介護職員特定処遇改善加算手当支給要綱(令和元年木曾広域連合要綱第2号)の定めるところにより支給する。</u></p>
<p>第12条～第14条 (略)</p>	<p>第14条～第16条 (略)</p>

(木曾寮建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第4条 木曾寮建設基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成30年木曾広域連合条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。